

地盤品質判定士会 規則

2015年2月2日 施行

2016年3月24日 一部変更

地盤品質判定士協議会

第1章 総則

(位置付け)

- 第1条 この地盤品質判定士会規則（以下「規則」という）は、地盤品質判定士会（以下「判定士会」という）の組織と役割および活動を規定する。
- 2 この規則の変更は、必要に応じて判定士会が起案し、協議会理事会の承認を受けて施行する。

第2章 目的, 事業

(目的)

- 第2条 判定士会は、住宅及び宅地の防災及び国民の安全に貢献するために、会員の技術の研鑽とモラルの向上、ならびに社会への啓発を図ることを目的とする。

(事業)

- 第3条 判定士会は、前条の目的を達成するために、資格制度監理委員会（以下「監理委員会」という）と協力して次の事業を行う。
- (1) 地盤品質判定士等の知識と技術力の維持向上に必要な施策の実施
 - (2) 地盤品質判定士等の業務と活用などの推進
 - (3) その他、目的達成に関して必要な事項

第3章 会員

(会員種別・会員資格)

- 第4条 判定士会は、第2条の目的と事業に賛同する者を会員として構成する。
- 2 判定士会に次の会員を置く。
- (1) 正会員：判定士
 - (2) 準会員：判定士補
 - (3) 法人会員：判定士会正会員を有する法人
 - (4) 特別法人会員：判定士会正会員を有しない法人

(年会費)

- 第5条 年会費は幹事会において決定し徴収することができる。

(入退会)

第 6 条 判定士会に入会または退会しようとする者は幹事長に届け出る。

(除名)

第 7 条 会員が次の各号の一に該当するときは、幹事会の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) 判定士会の規則に違反したとき
- (2) 判定士会の名誉を毀損したとき
- (3) 判定士会の目的に反する行為をしたとき

第 4 章 役員と幹事会

(役員)

第 8 条 判定士会には次の役員をおく。

- (1) 幹事長
- (2) 副幹事長
- (3) 幹事

2 幹事会は、幹事長、副幹事長と幹事から構成され、判定士会の活動ならびに運営について審議・決定する。

3 幹事長は、幹事会において幹事の互選により選出し協議会会長が承認する。

4 副幹事長は、幹事会において幹事の互選により選出する。

5 幹事は、判定士会正会員から選出する。

(役員任期)

第 9 条 幹事の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の場合、任期は前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第 10 条 幹事は、次の各号の一に該当するときは、その任期中であっても、幹事会での議決を経て、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるに相応しくない行為があると認められるとき

第 5 章 補則

(細則)

第 1 1 条 判定士の規則施行についての細則は、幹事会の審議を経て別に定める。

付 則

付則 1 本規則は本判定士会設立の 2 0 1 5 年 2 月 2 日から施行する。

付則 2 この変更規則は 2 0 1 6 年 4 月 1 日から施行する。